号

過 疎 地 域 自立促進特別措置法施行令の一部を改正する政令

内 閣 は、 過 疎 地域自立促進特別措置法の一 部を改正する法律 (平成二十九年法律第 号) の施行に伴

\\ \\ 並びに同法 附則第四条並びに過疎 [|]地域自-立促 進特別措置法 (平成十二年法律第十五号) 第二条第一項

第十二条第一 項第二十四号及び第三十 匹 条 \bigcirc 規定に基づき、 この 政令を制 定する。

過 疎 地 域 É $\frac{1}{\sqrt{1}}$ 促進 特 <u>別</u>措 置 法施行令 伞 成十二年政令第百七十五号) 0) 部を次 のように改 正する。

第一 条第一 項及び第二項中 「に規定する政令」 を 「の政令」に改め、 同項第一号中「含む」 の 下 に 次

項 第 一 号において同じ」を加え、 同項第三号中 「第二条第一項第三号」 の 下 に 「又は第四号」 を加え、 同 条

第三項第一号中 「前項第一号の」 を 「法第二条第一 項第一 号に該当する」 に、 「法第二条第 項 第 号 を

同 場合に あ 0 ては」 を 「場合に は に改 め、 同 項第二号中 「前項第二号の」 を 「法 第 第

項第二号に該当する」 に改め、 同項第三号中 「前項第三号の」 を 「法第二条第一項第三号に該当する」に改

め、 同項に次の一号を加える。

匹 法第二条第一項第四号に該当する市町村にあっては、 平成二十七年度の公営競技に係る収入の額

第二条中 第二号及び第三号」 を 「及び第二号から第四号まで」 に改

第三条第一項中「掲げる方法」を「定める方法」に改め、 同 項第二号中 「にあっては」を「には」に改め

同条第二項中 「まで \bigcirc の下に「これらの規定を」を加え、 同条第三項及び第四 1項中 「にあっては」 を

に は に改め、 「ニまで \subseteq の 下 に 「これらの規定を」を加え、 同条に次の一項を加える。

5 第 項及 び 第二 項 \mathcal{O} 規 定は、 法第二条第 項第四号に規 定する数 値 を算定する場合に つい て準 用 する。

0 場合に お いて、 第一項中 「第二条第一 項 第 一 号本文 (法第三十二条の 規定により 読 み替 えて適 用 する

場合を含む。 次条第一項において同じ。)」とあるのは 「第二条第一項第四号本文」と、 同 項 第二号中「

平成八年度か ら平成十年度まで (法第三十二条の規定により法第二条第 項 第 一号の 規定を読 み替えて適

る年 用する場合に -度前 三箇 は、 年 - 度内。 法第三十二条に規定する国 次条第 項に お 1 て 同 ľ 勢 調 査 \mathcal{O} とあ 結果による人口 るの は 平 -成二十 0 年 齢 五 別 年 構 成が公司 度から平成二十 一表され た 日 七 年 \mathcal{O} 度ま 属 す

第二項中「第二条第一項第一号イからニまで (これらの 規定を法第三十二条の規定により 読 4 替

えて適用する場合を含む。 とあるのは 「第二条第一項第四号イからニまで」と、 同 項 第一 号 中 「第二

条第 項 第 号イ及びニ」 とあるのは 「第二条第一項第四号イ及びニ」 と、 同項第二号中 「第二条第 項

第一 号口 . 及び とあ るのは 「第二条第 項第四 号ロ及びハ」 と読 み替えるものとする。

第四 条第二項 から 第四項 までの規定中「まで の下に「これらの規定を」を加え、 「にあっては」を

には」に改め、同条に次の一項を加える。

5 第 項及び 第二項 の規定は、 法第二条第一項第四号に規定する数値を算定する場合につい て準用する。

 \mathcal{O} 場 合に お 7 て、 第 項 中 平 成 九 年 匹 月一 日 とあ る 0 は 平 成二十六年 匹 月一日」と、 「第二条第

項 第 一号本文」 とあるの は 「第二条第 項第四号本文」 と、 「平成八年度か 。 ら 平 成 十年度まで」 とある

のは 「平成二十五年度から平成二十七年度まで」と、第二項中 「昭和三十五年十月二日」とあるのは 昭

和 四 十五年十月二日」と、 「第二条第一項第一号ただし書及び同号イからニまで (これ らの 規定を法

十二条 の規定 により読み替えて適 用する場合を含む。)」 とある のは 「第二条第 項第 四号ただし 書及び

同 ライか らニまで」と、 昭 和三十五年 . Д とあるの は 昭昭 和 兀 + 五 年の」 ٢, 昭 和 四 + 五 年 とあ る

 \mathcal{O} は 「平成二年」と、 「平成七年の人口 (法第三十二条の規定により法第二条第一項第一号 Ō 規定 を読み

替えて適用する場合には、 法第三十二条に規定する基準年 又は当該年 から起算して二十五年若 しくは三十

五. 年以前 にお いて最近に国勢調 査 が行われた年の人口)」 とあるのは 「平成二十七年の人口」 と読み替え

るものとする。

第六条第四項中「第十二条第一項第二十一号」を「第十二条第一項第二十二号」に、 「 の 市 一町村計 画」を

「に規定する市町村計画」に改め、 「単に」を削り、 同条第五項中「第十二条第一項第二十二号」を 「第十

二条第一項第二十三号」に改め、 同項第七号中「以下」の下に「この項において」を加え、 同条第六項中「

第十二条第一項第二十三号」を「第十二条第一項第二十四号」に改め、 同項第十号を削 り、 同 項 第十一号中

「又は 義務教育学校」を「若しくは義務教育学校又は市町村立の中等教育学校の前期課程若しくは特別支援

「設備」の下に「(法第十二条第一項第十八号に掲げる施設に該当するものを除く。)」を

加え、同号を同項第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

学校」に改め、

+ 公立の小学校、 中学校若しくは義務教育学校又は市町村立の高等学校、 中等教育学校若しくは特別

支援学校の教員又は職員のための住宅

第六条第六項第十二号を削る。

第十条を削る。

第十 条中「適用される」を「適用する」に改め、 同条を第十条とする。

第十二条中 「においては」 を 「には」 に改め、 同条を第十一条とする。

附則

(施行期日)

1 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 地 方 公共団 |体が、 過疎 地 域自立 促進特別 別措置法の一 部を改正する法律 (平成二十九年法 律第 号)

による改正 前 0 過疎地は 域自立促進特別措置法 (以下この項におい て 旧 過疎自立促進法」という。) の 規

定に基づく過 疎地域をその区域とする市町村の区域内において旧過疎自立促進法第三十条に規定する情報

通信 技術 利 用 事業 の用に供する設備を平成二十九年三月三十一日以前に新設し、 又は増設 l た者に係 る事

業税、 不 動 産 取 得 税 又は 固 定資 産 一税につ いて課 成税免除 又は不均 課税をした場合におけ る地 方交付 税法

昭 和二 一十五年 法律第二百十一 号) 第十四 _ 条 の規定による当該 地方公共団 体 - の基準 財政収入額の算定につい

ては、 旧過疎自立促進法第三十一条の規定は、 なおその効力を有する。

る数値の算定方法を定める等の必要があるからである。

過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、 新たに追加された過疎地域の要件に係